

協定に基づく協議義務が一部認容された事例

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 平成29年10月27日
【事件番号】 平成28年(ワ)第3609号
【事件名】 協定遵守請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 廃棄物処理法15条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449049

事実の概要

本件の原告は、愛知県知多半島東部海域に漁業権を有する漁業協同組合であり、被告は電気事業を営む株式会社で、A、B火力発電所を保有、運転している（なお、以下では単に「A」「B」と略すことがある）。

原告は被告に対し、〔1〕A、Bの運転による水温の上昇及び排出される塩素の影響で近年、原告の漁獲量が減少し、原告に損害が発生している、〔2〕次期石炭灰処分場の建設計画及びAの建て替え計画による海水温上昇等により原告の操業に重大な影響を及ぼすことが予想されると主張して、次のような請求をした。

すなわち本件は〔1〕につき、原被告間で平成9年に締結されたA5号機及びB4・5号機の建設、操業に関する協定書（以下「本件協定書」という）6条3項及び7条に基づき、〔2〕につき、同7条に基づき、それぞれ①主的に、原告と別紙協議目録記載1の事項（各施設の操業と漁業被害の関係等）について同目録記載2の態様（後記解説参照）において協議することを求め、②予備的に、被告が原告に対し同協議に応ずる義務を負うことの確認を求めた事案である。

結論を先取りすれば、本判決は〔2〕につき②の予備的請求を一部認容し、その余の請求をすべて棄却した。

本件協定書で特に重要となる前文と、協議義務の根拠とされた2つの条文は、次の通りである。

・前文

原告（以下甲という。）と被告（以下乙という。）は、乙のA5号機ならびにB4・5号機（以下総称して発電所という。）の建設および操業（以

下乙の事業という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

・6条3項

乙は、万一、乙の事業に関し乙の責に帰すべき事故等により甲または甲の組合員の営む漁業に損害を与えた場合は、甲または甲の組合員と誠意をもって協議し、その損害を賠償するものとする。

・7条

この協定について疑義が生じたとき、または定めのない事項が生じたときは、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本件の事実関係はやや複雑であるため一部省略しているが、詳しくは判決文を参照されたい。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

1 A、Bの運転により損害が発生したことを理由とする本件協定書6条3項及び7条に基づく協議義務の有無

(1) 本件協定書に基づく協議対象

「本件協定書は、平成9年12月に締結され、当時建設が予定されていたA5号機（石油）及びB4・5号機」（以下の引用において「本件発電所」と簡略化する）の「建設及び操業に関する事項について協定を結んだものである。そして、本件協定書を締結した当時の当事者双方の意思としては、当時建設が予定されていた〔本件発電所〕……について協定を結んだものであり、本件協定書締結当時既に操業していた発電所や本件協定書締結当時建設が予定されていなかった発電所に関する事項についてまで本件協定書に基づく協議の

対象とする意思は有していなかったと解するのが相当である。したがって、本件協定書に基づく協議対象は、本件協定書締結当時に建設が予定されていた〔本件発電所〕の建設及び操業に関する事項に限られると解され、本件協定書締結当時既に操業していたA 1ないし4号機及びB 1ないし3号機からの増設については、広く本件協定書の対象になるとの原告の主張は採用できない。」

「……原告が損害発生の原因として主張するA 2号機の操業再開による大量の塩素注入及び近海への大量の塩素の放出は、〔本件発電所〕の建設及び操業に関する事項でないから、本件協定書に基づく協議対象に該当しない。」

(2) 6条3項の要件該当性

原告は、A及びBの操業による温排水による海水温の上昇及び排出される塩素により、原告の漁獲量が減少したとも主張する。「しかしながら、原告は、本件協定書に基づく協議の対象となり得る〔本件発電所〕の操業によって温排水による海水温の上昇や塩素の排出が生じたことや、これらの影響により原告の漁獲量の減少を生じさせたことについて、何ら具体的な主張立証をしておらず、これらを認めるに足りる証拠は存在しない。したがって、本件協定書6条3項……の要件に該当しない。」

(3) 7条の要件該当性

「本件協定書7条の『疑義』とは、本件協定書の対象事項に関し、本件協定書の内容等について『疑義』が生じた場合に協議する義務を定めたものであると解するのが相当であり、本件協定書6条3項の要件に該当する事実が発生したか否かが不明であることをもって、直ちに上記『疑義』があると解することはできない。よって、本件協定書7条の要件に該当するとはいえない。」

2 次期石炭灰処分場建設計画についての本件協定書7条に基づく協議義務の有無

(1) 本件協定書に基づく協議対象

次期石炭灰処分場は、Bから生じる石炭灰のうち、セメント原料等に有効利用できないものを処分するために建設が計画されている。

① B 4・5号機から生じた汚泥固化物は次期石炭灰処分場においても汚泥固化物が埋立処分される予定であることが認められる。さらに②次期石炭灰処分場建設計画についてのプレスリリースや関係地域住民に配布された「D 1号地最終処分

場設置計画のあらまし」においても、単にBから排出される石炭灰の自社処分場を確保する必要があり次期石炭灰処分場の開発・設置を計画した旨記載されているだけであり、石炭灰を排出する発電所として、B 1ないし3号機とB 4・5号機を区別する記載は存在しない。

これらの事実を総合して勘案すれば、B 4・5号機から生じた汚泥固化物の少なくとも一部は、現在は被告の最終処分場において埋立処分されており、次期石炭灰処分場が設置された後は、同処分場において埋立処分される予定であると認められる。

したがって、次期石炭灰処分場建設計画は、B 4・5号機の操業に関連するものであるから、B 4・5号機の操業に関する事項に当たり、本件協定書に基づく協議の対象に当たると解するのが相当である。

「……次期石炭灰処分場建設計画は、本件協定書締結当時は想定されていなかったものであるから、『定めのない事項』に該当するため、本件協定書7条の要件に該当する。」

(2) 協議の態様について

「原告は、別紙協議目録記載2の態様により協議に応ずることを求めるが、本件協定書において、協議の態様については明文化されていないことが認められ、他にこれについて原告と被告間で合意が成立したことを認めるに足りる証拠はない。……また、仮に原告の主位的請求に協議態様を定めずに別紙協議目録記載1の事項について協議に応ずることを求める意思が含まれるとしても、協議態様が特定されていない場合、執行裁判所において義務の履行の有無を判断することができず強制執行（間接強制）が不可能であり、そのような強制執行が不可能な給付請求をすることは不合法で許されないから、協議態様を定めない給付判決をすることはできない（最高裁平成24年（許）第48号同25年3月28日第一小法廷決定・民集67巻3号864頁参照）。

したがって、被告は、原告に対し、別紙協議目録記載1(2)の事項について、協議に応ずる義務を負うことを確認するととどめる……。」

3 A火力ブレース計画についての本件協定書7条に基づく協議義務の有無

(1) 本件協定書に基づく協議対象について

「本件協定書の締結当時に建設が予定されてい

たのは、石油を使用燃料とするA5号機（石油）であるのに対して、A火力リプレース計画で予定されているのは石炭を使用燃料とするA5号機（石炭）である。そして、本件協定書が締結された当時は、A火力リプレース計画は立ち上がっておらず、A5号機（石炭）が建設されることは想定されていなかった。また、……A火力リプレース計画は、既設のA2ないし4号機を廃止・撤去し、廃止済みのA1号機を撤去して、A5号機を新設するというものである。これは、従前の発電所を全て廃止・撤去して、全く新たな発電所を建設するというものであり、従前の発電所の建設計画の延長ではなく、全く別の計画に基づくものといえる。したがって、本件協定書締結時に想定されていたA5号機（石油）とA火力リプレース計画によるA5号機（石炭）は全く別の発電所であり、A火力リプレース計画は、A5号機（石油）の建設及び操業に関する事項とはいえず、本件協定書に基づく協議の対象には当たらない。」

(2) 本件協定書7条の「疑義」について

これは「本件協定書の対象事項に関し、本件協定書の内容等について『疑義』が生じた場合に協議する義務を定めたもの」であり、「『定めのない事項』についても、『疑義』と同様、本件協定書の対象事項に関し本件協定書の内容等について『定めのない事項』が生じた場合に協議する義務を定めたもの」と解するのが相当である。「前記(1)のとおり、A5号機（石炭）が本件協定書の対象とならないことは明らかであるから、『疑義』や『定めのない事項』があることを理由として本件協定書7条の要件に該当するとはいえない。」

判例の解説

一 公害防止協定

本件は被告電力会社と原告漁協の間で、協定書が交わされている。その文言こそ用いられていないものの、本件原被告間の火力発電所の運転をめぐる合意は、講学上の公害防止（環境保全）協定の範疇にあると解してよいであろう¹⁾。協定は、事業者と行政・住民との二者（三者）間で締結される環境に関する種々の取り決めであるところ、本件では大企業である事業者と第一次産業の事業者団体の間で締結された。

周知のごとく、協定の法的性質には、紳士協定に過ぎないとする説、契約と解する説があるが、現在では、個々の条項ごとに法的拘束力の有無を判断すべきとされている²⁾。協定の条項が不明確な場合、合理的意思表示で協定に基づく請求権の有無が決められる³⁾。

本件でも協定条項の法的拘束力が問題とされているが、この点は一般に、①合意の任意性ないし公序良俗違反、②義務内容の特定性、③履行可能性、④強行法規・比例原則・平等原則への適合性、⑤協定目的と手段の合理性を考慮して総合判断するものとされている。

しかし本判決では、しばしば問題とされてきた行政・事業者間ではなく、民間の協定である事情から、これらの考慮要素が必ずしも有効に生かされていない。むしろ一貫して通常の民事契約の合理的意思表示の手法で解釈されている点に特徴がある事例判断といえようか。

二 本件における法的拘束力の判断

1 本件発電所の運転による損害をめぐる協議義務

この点につき、本判決はまず時系列と文理から当事者の合理的意思を解釈した。すなわち、協定書はあくまで、協定締結時点で稼働予定であったA5号機及びB4・5号機の操業について合意したものであり、締結以前すでに稼働していた別の火力発電所や、予定もしていなかった火力発電所の操業については合意内容に含まれないと解釈した（判決の要旨1(1)）。

この点は、前文に協定の対象となる発電所が明記されている以上、原告主張のように拡大解釈することは難しく、合理的意思表示として妥当な判断といえようか。

これを前提として、協定書6条3項の解釈について、本判決は「何ら具体的な主張立証」をしていないことを理由に、7条を含めて適用がないとしているが（判決の要旨1(2)(3)）、環境事件における因果関係立証の困難に鑑みれば、仮に本件で原告が、損害につき、例えば相当程度の可能性を立証していた場合の協議義務を否定する趣旨ではないように思われる⁴⁾。

なお、因果関係の立証について、原告としては、環境分野における行政型ADRである公害等調整委員会の原因裁定、責任裁定の活用も考えられよ

うか。

2 次期石炭灰処分場建設計画をめぐる協議義務

協定書が明示的に対象とする B 4・5 号機からの汚泥固化物が、次期石炭灰処分場に埋め立て処分されるといふ本判決の事実認定を前提とするかぎりには、判決の要旨 2 (1) は妥当と思われる。この点は事実認定に大きく依存するため、立証次第では控訴審における判断が覆る可能性もあろう。

協議態様の問題 (判決の要旨 2 (2)) については、項を改めて三で触れる。

3 A 火力リプレース計画をめぐる協議義務

本判決は協定書が明示的に対象とする A 5 号機ではなく、「全く別の発電所」であることを理由に、協議対象とならないと杓子定規に割り切っている。

この点は、協定で明示的に α を対象としていた場合に、同一性のない β についてはもはや協議対象とはならないとの判断であり、一見もつものように思える。しかし例えば少し変更した α' なら協議対象とならないのであろうか。通常、あらゆる計画には実施にあたり少なくとも軽微な変更がつきものであるところ、わずかの変更で協議義務を免れてよいとは考えられない。仮に α' が協議対象となるなら、 α'' はどうであろうか。

ひるがえって考えれば、 α を対象としていた場合に、計画を大幅に変更し、 β や γ としてしまえば、協議義務を免れられるとする結論でよいのであろうか。この点は判決の要旨 1 (1) にも関連しようが、当初例えば 10 の環境影響を想定していた施設が、計画変更により 100 の環境影響を及ぼす施設となった場合、協議義務は否定されるのであろうか。10 を含んでいればよいのか。全く異質ならやはり協議義務がないのか。この点は、協議を必要とした根本原因 (問題となるサイトにおける火力発電所の運転による漁業被害の有無・程度) にさかのぼって考える必要があるが、本判決の判断には批判もありうるように思われる。

三 協議義務について

本判決は、協議を義務づける協定条項の法的拘束力を認めたが、これを受けて、被告側には実際に何が義務づけられるのか。

本件で、原告は協議態様として、頻度 (1 カ月

に 1 回)、始期・終期、参加者、場所、協議方法、記録化、公開について具体的に請求していたが、本判決は認容しなかった (判決の要旨 2 (2))。

この点には批判もありえようが、本件の条項や事実関係から、具体的な協議態様まで特定した法的義務を看取することは困難であろう。行政による条例制定の場面であり本件とは異なるが、紀伊長島町判決⁵⁾も、規制対象となる事業者の地位を不当に害さない配慮から協議を尽くす義務を認めているが、協議態様にまでは触れていない。

本判決は予備的請求を一部認容して協議義務の確認判決の形をとることで、協議義務の内容の不特定性にかかる技術的な問題をいちおう回避してはいるが、仮に本判決が確定した場合⁶⁾、被告としては協議態様を決めて実施する義務が生ずる。

結局、協議義務の履行方法については社会通念に委ねられようが、「協議」はまちづくりにおけるキーワードでもあって、また、法令用語としても多用されており、例えば著名な都市計画法 32 条の「協議」に関しても、協議態様についてまでは議論されていない。

もつとも、協議の前提として、一定の情報開示と説明は不可欠であるから、原告は次期石炭灰処分場による漁業への影響や防止措置につき、十分な説明を求める権利があるといえようか。

いずれにせよ協議義務は協議による成果まで保障しないから、協議の結果、物別れに終わったとしても、公害防止協定を根拠とするこれ以上の請求は困難である。不服が残る場合は、本筋に戻り、通常の民事訴訟 (場合により行政訴訟) による司法救済を求めるほかはない。

● 注

- 1) 協定につき大塚直『環境法 BASIC [第 2 版]』(有斐閣、2016 年) 65 頁、北村喜宣『環境法 [第 4 版]』(弘文堂、2017 年) 162 頁。
- 2) 越智敏裕『環境訴訟法』(日本評論社、2015 年) 13 頁。
- 3) 例えば奈良地五條支判平 10・10・20 判時 1701 号 128 頁。
- 4) 民事差止請求の文脈であるが、丸森町決定・仙台地決平 4・2・28 判時 1429 号 109 頁参照。
- 5) 最判平 16・12・24 民集 58 卷 9 号 2536 頁。
- 6) 新聞報道によると、本判決については被告側が控訴したようである。

上智大学教授 越智敏裕